

## 令和 6 年度 第 5 回 東区自治協議会 議事概要

開催日時	令和 6 年 8 月 26 日（月）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分
会場	東区プラザ ホール
出席者	<p><b>【委員】</b>            大川委員、中濱委員、椎谷委員、渡辺委員、小嶋委員、長谷川（徳）委員、吉田（侑）委員、佐藤（清）委員、松川委員、近藤委員、月岡委員、佐藤（美）委員、後藤委員、大野委員、佐藤（恵）委員、樋口委員、田中委員、長谷部委員、行田委員、鈴木委員、津野委員、山田委員、吉田（香）委員、土田委員、田宮委員、塩原委員 <span style="float: right;">計 26 名</span>            [欠席：貝津委員、川上委員、大澤委員、関塚委員、長谷川（瑞）委員、生野委員]</p> <p><b>【事務局】</b>            （本庁）            島田財務課課長補佐            （区役所）            斉藤区長、野本副区長（総務課長）、澤田地域課長、金子区民生活課長、星野健康福祉課長、皆川保護課長、鈴木建設課長、竹田石山出張所長、石山図書館長代理 森主任、古泉東区教育支援センター所長、山田石山地区公民館長、地域課職員</p>
1. 開会	<p>（佐藤会長）            これより、令和 6 年度第 5 回東区自治協議会を開会します。はじめに、区長より一言あいさつをお願いします。</p> <p>（区長）            皆様、こんにちは。今回は、受益者負担ということで、財務課の職員の方に来ていただいて、皆様に今の料金改定案をご説明したいと思っています。また、来年度の予算が始まりますので、そのあたりのお話もさせていただきたいと思っています。            また、本日は 15 時半から、「令和 6 年能登半島地震における初期対応に関する地域広聴会」を開催します。少し場面転換の時間をいただくことになりますので、ご協力のほど、どうぞよろしくをお願いします。それでは、本日もよろしくをお願いします。</p> <p>（事務局）            引き続き、議事に入ります前に、事務局から報告と確認をさせていただきます。            本日は貝津委員、川上委員、大澤委員、長谷川瑞委員、生野委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、出席者数が「新潟市区自治協議会条例第 9 条第 2 項」の規定に達しておりますので、本会議は成立しています。            また、報道関係者から取材の申し出があった場合は許可してもよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>

<p>2. 自治協議会関連事項 各部会報告 (1) 各部会報告 ・第1部会</p>	<p>(事務局)</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>ここで、資料の確認をします。本日の資料は次第、資料1-1から資料5となります。資料はすべて机上配布となっていますので、ご確認をお願いします。資料に不足がありましたらお知らせください。</p> <p>それでは、佐藤会長より議事進行をお願いします。</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>本日はどうもご苦勞様です。近年、「地震・雷・火事」、それに今は「猛暑」だそうです。毎日、猛暑が続いています。体をいたわって、これからも自治協のためによろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>本日は、自治協議会全体会閉会后に、15時半から、先月延期となりました、「令和6年能登半島地震における初期対応に関する地域広聴会」が予定されています。長時間となりますが、皆様どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは早速ですが、議事を進行したいと思ひます。はじめに、2. 自治協議会関連事項の(1) 各部会報告です。それでは、市民協働部門の第1部会から報告をお願いします。</p> <p>(田宮委員)</p> <p>1部会の田宮から報告させていただきます。令和6年度第4回東区自治協議会第1部会は、令和6年7月12日金曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2で行いました。出席者は記載のとおりです。</p> <p>1. 令和6年度自治協議会提案事業について</p> <p>(1) 前回会議の振り返り</p> <p>事務局から6月の部会で協議した事項について報告がありました。</p> <p>(2) 事業内容の検討</p> <p>親子を対象とした防災イベントを実施することとし、初動に関する知識や、総務課が作成するリーフレットの見方や活用方法を学ぶことのできる内容とすることで決定しました。</p> <p>主な意見ですが、親子体験型のブースを設けることで、大人も防災について学ぶきっかけとすることができるのではないか。ペット同伴の避難方法の話、新潟地震の話などを聞くことができるブースや、自身の住むエリアのハザードマップの見方を学ぶことができるブースがあるといいのではないか。実施したイベントが、各町内会や自治会において行う防災イベントへのヒントになることが望ましいという意見でした。</p> <p>(3) 事業実施日の検討</p> <p>事務局より、東区プラザの予約状況について報告がありました。協議の結果、開催日は令和7年1月26日日曜日で決定しました。そのほか、詳細については今後の検討事項となっています。</p> <p>続けて、令和6年度第5回東区自治協議会第1部会は、令和6年8月9日金曜日午前10時から、同じく東区プラザ音楽練習室2で開催しました。出席者は記載のとおりです。</p> <p>1. 国民保護協議会委員の選出について</p>
---	---

互選により、国民保護協議会委員に月岡委員を選出しました。

## 2. 令和6年度自治協議会提案事業について

### (1) 東区総務課作成の防災に関するリーフレットの進捗報告・意見交換

東区総務課より、防災に関するリーフレットの進捗報告を受けた後、リーフレットの内容について意見交換を行いました。

主な意見としては、津波ハザードマップの浸水高を示す凡例の色分けについて、従来のものと比較してははっきりと色分けがされており、非常に見やすかったという意見でした。

### (2) 事業内容の検討

委員で運営できるブース内容と、業者に依頼して運営してみたいブース内容についてアイデア出しを行いました。

主な意見ですが、防災クイズや防災グッズづくり、防災食の試食など、参加者が実際に体験して学べるブースがいいのではないかと。次に、ARを活用した津波浸水体験を業者に頼んで運営すると面白いと思う。最後に、委員が運営するブースは、部会内で事前に準備を進めていかなければならないと思う。内容によっては、職員や業者から指導を受けることも必要ではないかという意見が出ました。

次回開催は、令和6年9月13日金曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2で開催予定です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご意見やご質問いかがでしょうか。

また、ただいまの報告にありましたように、東区自治協議会としまして、新潟市国民保護協議会委員に、引き続き月岡委員を推薦します。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。次に、福祉・教育・文化部門の第2部会から報告をお願いします。

・第2部会

(吉田(香)委員)

2部会の吉田です。令和6年度第4回東区自治協議会第2部会は、令和6年7月9日火曜日午後2時から4時まで行いました。出席者、場所は記載のとおりです。

### 1. 令和6年度自治協議会提案事業について

#### (1) 「地球の子供食堂と宿題cafe」へのインタビュー

東区役所の3階でこども食堂を運営している、「地球の子供食堂と宿題cafe」へのインタビューを行いました。

#### (2) 令和6年度事業内容について検討

事務局から、社会福祉協議会がこども食堂に対して実施している取り組みについて説明があった後、事業内容について検討を行いました。結果、開催告知及び支援を求める

のぼり旗の制作と、こども食堂についてどういったことをしているのか紹介するとともに、困っている内容についての支援を求める動画を制作する方向で、引き続き検討していくこととしました。

主な意見としては、インタビューを実施する前は、こども食堂をもっと知ってもらって、多くの人に利用してもらい取り組みが必要ではないかと思っていたが、インタビューを実施した結果、現状の利用者数がちょうどよいと答えるこども食堂が多かった。各こども食堂が求めていることは、人材の確保、開催日に合わせた食材の提供、運営費用の支援だが、これらを自治協提案事業として直接支援することはできないので、こういう活動をしている団体があって支援を求めているということを周知する取り組みがいいのではないか。文字よりも動画のほうが、見た人により伝わるのではないか。動画については、幅広い層に届けるために、Instagramなどの SNS だけでなく、区役所に設置してあるモニターなど、さまざまな媒体で放映できるといいのではないかと、などの意見が出ました。

次回開催は、令和 6 年 9 月 10 日火曜日午後 2 時半から、東区ブラザ音楽練習室 2 にて開催予定です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご意見やご質問いかがでしょうか、

それでは次に、産業・環境部門の第 3 部会から報告をお願いします。

・第 3 部会

(行田委員)

第 3 部会の行田です。令和 6 年度第 4 回東区自治協議会第 3 部会は、令和 6 年 7 月 11 日木曜日午前 10 時から 11 時 15 分まで行いました。出席者は記載のとおりです。

#### 1. 令和 6 年度自治協議会提案事業について

##### (1) 事業者への業務委託の内容（案）について

事務局より、PR 用のコンテンツ製作に関して、業務委託を行う部分（写真撮影、デザイン、印刷）の概要について説明があり、事務局の案で問題がないことを確認しました。

##### (2) 製作物の配布先及び製作部数について

PR コンテンツの配布先について、区内在住の高齢者がターゲットのひとつであることを意識しつつ、区内の公共施設（図書館や公民館など）やコミュニティ施設を中心に配布する方針を確認しました。また、製作部数については、予算と経費を鑑みつつ、引き続き検討及び調整を行うこととしました。

##### (3) PR の手法について

東区だより、新潟市ホームページ、プレスリリースを活用して PR を行う方針を確認しました。

##### (4) 調査・取材の進捗報告

各委員が取材した情報や写真の共有・選定に先立ち、すでに先行して取材を実施した委員から感想の発表を行いました。

主な意見としては、PR のコンテンツの配布先について、高齢者の利用が多そうな医療機関を可能な範囲で加えてみても良いかもしれない。実際に取材に行ってみると、日頃気が付かなかった素敵な景色が多くあることを再認識することができた。立派な建造物がある一方で、玉ねぎ畑などの原風景も残されていて、とてもきれいだと感じたといった意見が出ました。

続けて、令和 6 年度第 5 回東区自治協議会第 3 部会は、令和 6 年 8 月 8 日木曜日午前 10 時から、東区プラザ音楽練習室 2 で開催しました。出席者は記載のとおりとなっています。

#### 1. 令和 6 年度自治協議会提案事業について

##### (1) 製作物の配布先及び製作部数について

協議の結果、行政機関、図書館や公民館、コミュニティ施設、観光案内所、各種イベントにおける配布用等に加え、了承を得た区内の病院にも配布することとしました。また、製作部数は検討した結果、3,000 部が妥当ではないかということになりました。

##### (2) 調査・取材の報告とコンテンツに採用するスポットの選定

各委員から取材した情報や写真の発表を行った後、委員間協議の結果、撮影スポットを記載のとおり選定しました。詳細につきましては、資料をご確認ください。

主な意見としては、取材をするという目線で実際に現地を歩いてみると、日ごろ気づかない魅力に気づくことができたというものでした。

次回開催日は、令和 6 年 9 月 12 日木曜日午前 10 時から東区プラザ音楽練習室 2 となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご意見やご質問いかがでしょうか。

それでは、次に、広報紙編集部会から報告をお願いします。

・ 広報部会

(佐藤(恵) 委員)

広報紙編集部会、佐藤より報告します。令和 6 年度第 2 回東区自治協議会広報紙編集部会は、令和 6 年 7 月 5 日金曜日午後 3 時 30 分より、東区役所の会議室 B で行いました。出席者は記載のとおりです。

#### 1. 第 32 号 (7 月 21 日発行分) の校正について

事務局より第 32 号の校正案について説明があり、それを受けて委員会で検討を行いました。

主な校正内容は以下のとおりです。

- ・「令和 6 年度の活動がスタートしました！」の項目について使用する、東区自治協議会委員の集合写真について、上から撮影したものを使用することにより、委員一丸となって取り組む様子を表現する。
- ・「幅広く活動に取り組んでいます」の項目において、①市長との懇談会、②地震対応報告、③北区・東区合同委員会研修会、④全体委員研修会を紹介することとし、全体会議における審議や各部会における事業以外にも、東区自治協議会にはさまざまな役割があり、知識の向上に努めていることを周知する。

・「編集後記」の部分は、読みやすいように横書きかつ 2 段組みのレイアウトに変更する。

## 2. 第 33 号及び第 34 号の編集スケジュールについて

次号以降の編集スケジュールを委員間で調整し、記載のとおり決定しました。

第 33 号（11 月 17 日発行分）については、企画会議を 9 月 6 日金曜日午後 3 時 30 分より、校正会議を 11 月 1 日金曜日午後 3 時 30 分より行うこととしました。第 34 号（3 月 2 日発行分）については、企画会議を 12 月から 1 月のころで追って調整、校正会議を 2 月 14 日金曜日午後 1 時 30 分より行うことで決定しました。

次回開催日は、令和 6 年 9 月 6 日金曜日午後 3 時 30 分より、東区役所の会議室 B で行います。

（佐藤会長）

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご意見やご質問等ありますでしょうか。

### (2) 会長会議報告

それでは、次に、(2) 会長会議報告です。こちらは、私のほうから報告します。資料 2-1 と 2-2 をご覧ください。

7 月 9 日に、市役所本館で、第 1 回新潟市区自治協議会会長会議が開催され、私が出席してまいりました

資料 2-1 をご覧ください。5 月 10 日に開催した、新潟市区自治協議会全体委員研修会の記録となります。まず初めに、この内容についての確認を行いました。10 ページをご覧ください。アンケートで、研修内容について、約 9 割の方が良かったと回答をいただいたという報告や、主な意見について情報共有を行い、研修会の記録を確定させました。

次に、今年度末で第 9 期が終了となるため、年度末に作成する第 9 期振り返り資料の方向性について、意見交換を行いました。1 月に地震がありましたので、やはり第 10 期においても、防災関係の事業を発展継続できると良いのではという意見が出ていました。

その後、資料 2-2 に基づいて、各区の事業進捗について情報共有を行いました。それぞれ区の状況がそこに記載されていますので、後ほどゆっくり見ていただければと思います。私からは、昨年度行った東区区民意識調査について触れ、その調査結果と各部会における事業予定をひも付けて説明を行いました。各区が持っている状況を踏まえて、各区が盛んにチャレンジをするというような意気込みが感じられたところでした。それぞれの区の特色が表れた取り組みがこれから行われるんだなということを強く感じました。

なお、詳細につきましては、あとからゆっくり読んでいただきたいと思います。

報告につきまして何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

### (3) 委員推薦会議報告

それでは、次に、(3) 委員推薦会議報告について、こちらも私から報告をします。資料 3 をご覧ください。開催概要は、記載のとおりです。第 9 期の推薦会議委員は、10 名の方が選任されています。

会議内容についてです。初めに、東区自治協議会委員の次期改選について、今後の作業スケジュールを確認しました。

次に、次期委員の全体構成委員について、現時点では 32 人として、1 号委員は現行通り 12 人、2 号委員、3 号委員については、意向確認を踏まえた今後の協議の際に人数の内訳を

<p>3. 報告事項  (1) 公の施設に係る受益者負担の設定基準</p>	<p>決定することとしました。また、3号委員となる公募委員については、現行の3人以内で進めることとしました。公募委員の募集につきましては、公募方法についての検討を進め、東区だよりなどで周知をし、募集することとしました。第2号委員と公募以外の第3号委員の皆様には、本日再任意向確認票を配布しています。期日までの提出をお願いします。次回は10月上旬に開催の予定です。</p> <p>報告は以上となりますが、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。</p> <p>では、次に参ります。次に、3. 報告事項 (1) 公の施設に係る受益者負担の設定基準について、初めに財務課から説明をお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>(島田財務課課長補佐)</p> <p>皆さん、こんにちは。財務課課長補佐の島田と申します。私からは、パブリックコメントを経て、今年3月に策定しました、公の施設の使用料に関する全市的な基準である受益者負担の設定基準について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料の4-1をご覧ください。はじめに、1. 基本的な考え方です。公の施設の利用者は、その施設によるサービスの受益者ですが、利用しない方との公平性の観点から、受益者がサービスの費用を負担すべきとするのが受益者負担の原則です。他の政令市の多くで、公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定されていることに加え、「新潟市財産経営推進計画」において、経営改善に向けた取り組みに受益者負担の適正化が掲げられていることから、全市的な基準を策定しました。</p> <p>次に、2. 基準の対象外とする使用料です。本市が設置する公の施設の使用料が対象となりますが、法律などで基準額などの定めがあるものや、利用料金制の施設などは、対象外としております。</p> <p>次に、2 ページ目をご覧ください。3. 受益者負担適正化の考え方です。施設の管理運営費に対し、受益者となります施設を利用される方にご負担いただく割合と、税による公費負担とする割合を施設種別ごとに設定し、受益者負担の適正化を図ります。また、財産経営推進計画において、10%の運営経費削減という目標がありますので、その部分を削減する前提で計算する形としています。</p> <p>イメージ図をご覧ください。一番上の横長の棒が、サービスの提供に係るすべてのコストを表しています。その次の棒の、右側の編み掛け部分にあります「施設の取得及び建設に係る費用」、いわゆるイニシャルコストは、受益者負担の対象外としています。同じ棒の左側、「施設の管理運営費用」、いわゆるランニングコストですが、こちらを受益者負担の対象経費とします。その下の棒では、現状の管理運営費から10%削減して計算し、こちらが使用料の算定に用いる施設の管理運営費用となりますが、この真ん中に赤い点線があります。受益者負担割合が50%の場合でイメージ図をつくっていますが、右の半分が利用者以外の方からもご負担いただいている、税による公費負担の範囲、左の半分が受益者負担の範囲ということで、利用される方からご負担いただきたい改定後の使用料となります。その下の真ん中の赤い点線に向かって、現行の受益者負担から右側に伸びる矢印と左向きの矢印がありますが、この2つの矢印が、このたび受益者負担の適正化を図る部分となります。上がったりと下がったりするということとなります。</p> <p>次の3ページをご覧ください。4. 受益者負担区分の考え方です。1つ目は左側、公的必要</p>
---	--

性による区分です。市民が日常生活を営む上で必要かつ公共性が高い施設は、公的必要性が高いものとして分類し、市民が日常生活を便利で快適なものにするために選択的に利用し、特定の受益者の利便を図る施設は、公的必要性が低いものとして、3つの区分に分類しています。また、右側2つ目は採算性による区分で、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できない種類の施設は採算性が低いものと、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できるものは採算性が高いものとして、同じく3つに分類しています。

この2つの視点により整理したものが、次の5. 施設種別ごとの受益者負担割合の設定に表した表です。左側にあります縦軸が、公的必要性、上に記載の横軸が採算性となっていますが、公的必要性が低くて採算性が高い施設の種別、表の一番右下の部分、IXのグループになります。こちらの受益者負担割合は100%となります。例えば新潟市水族館ですとか、産業振興センターなどです。

9グループの左、公的必要性が低く採算性が中間の、VIIIグループに記載の種類の施設は、受益者負担割合は75%で、レクリエーション施設と保養施設がこのグループです。

表の真ん中、公的必要性と採算性がともに中間のVのグループは、受益者負担割合は50%で、ホール、美術館、スポーツ施設がこちらです。参考ですが、スポーツ施設については、同様に基準を策定しているほとんどの政令市で50%となっています。

その左、ホールやスポーツ施設より採算性が低いIVのグループは、受益者負担割合25%で、博物館、資料館、環境・産業学習・レク施設、さらにその上のIグループは、公的必要性が高く採算性が低い分野で、受益者負担割合10%の設定、公民館などのコミュニティ系施設、高齢者福祉施設、青少年施設。最後に0グループの子育て支援施設と保健福祉施設は0%としております。

続いて、次の4ページをご覧ください。6. 受益者負担を求める費用です。先ほどと少し重複しますが、かつこ内に例示してあります施設の管理運営費を対象とし、取得及び建設に係る費用は対象外としています。また、古い施設などでは、修繕費用がかさむことから、大規模修繕費などについても対象外としています。

次に、7. 使用料改定時の取り扱いです。(1)の算定式ですが、原則として施設の管理運営費決算額に0.9をかけて、10%削減したところに、先ほど申し上げました施設種類に応じた受益者負担割合を乗じた額を、当該施設の改定後年間使用料とします。改定後の使用料単価は、改定後年間使用料の総額を、人数やコマ数などの年間利用実績で割って算定しますが、減免がある場合は、実際には収入とならない減免分を含む利用実績で割って算定するため、改定後の使用料単価は相対的に低下するという扱いとしています。

さらに、このように利用実績に応じて算定した場合、利用率が低い施設では使用料が高くなるのが考えられますので、平均利用率を算出できる施設種別で、利用率が平均を下回る施設については、平均利用率に引き上げて適用し、改定単価の水準を抑制することとしています。

(2)の改定時期については、管理運営費の動向を適切に反映するため、原則としておおむね4年ごとに見直しを行うこととしています。

(3)の激変緩和ですが、他都市の事例では、改定前の1.5倍を上限とするところが多いのですが、施設利用者の皆様のご負担を最大限緩和するため、改定後使用料単価は、改定前の1.3倍を上限としています。



(4) 使用料の据置ですが、改定前と改定後の差が10%未満の場合は、改定を行わないこととしています。また無料とする場合ですが、改定後使用料収入が料金徴収コストを下回る場合、原則として無料とします。

最後に 8. その他になりますが、政策的な普及啓発を図る場合や、市外の類似施設と競合関係にある場合は、この基準によらない使用料設定もあり得るものとしています。

次の 5 ページは、現在各施設に掲示をお願いしています、市民の皆様、利用者の皆様への基準の周知用ポスターです。

以上が、公の施設に係る受益者負担の設定基準についての説明となります。まとめますと、施設を利用する方と利用しない方との公平性の観点から、管理運営費について施設の種別ごとに一定の割合を利用者が負担する。使用料の算定に当たっては、さまざまな緩和措置を設け、少しずつ見直していくというものになります。

今後の基本的な進め方としましては、今年の 9 月議会におきまして、条例ごとに所管課から条例改正案を提案し、約半年間の周知期間を経て、来年 4 月から新たな使用料の適用を予定しています。何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

続きまして、次に東区の状況につきまして、野本副区長から説明をお願いします。

(野本副区長)

副区長の野本です。私からは、本日配布しています、資料 4-2、「東区公の施設に係る受益者負担の見直しについて」、説明させていただきます。

資料 4-2、こちらは、今ほど説明のありました資料 4-1 の受益者負担の設定基準に基づきまして、東区内にある施設をグループ分けして、各施設の受益者負担、いわゆる使用料の見直しについて一覧にしたものです。右上に、「使用料改定有」と書かれた、A3 横の資料と合わせてご覧になっていただければと思います。

今回、使用料の見直しが行われる施設は、A4 縦の資料の青色の部分になります。中ほどの木戸コミュニティセンター及びシルバーピア石山の老人憩のフロアー、その下の老人憩の家 5 施設については、入浴施設の使用料が該当し、20%の増加となります。A3 の資料の、左の一番上のほうに表があります。例えば、現在 1 回 100 円が 20%アップということですので、120 円という、改定案になっているところです。

恐れ入ります、A4 資料の方に戻りますが、その中で、先ほど財務課から説明がありましたが、コミュニティセンターやコミュニティハウス、そして老人憩の家は、利用料金制を導入していきまして、今回の設定基準の対象外ではありますが、老人憩の家は老人福祉センター、これは東区にはありませんが、その老人福祉センターと入浴定期券を共通利用可能としていることから、老人福祉センターが今回見直ししますので、その額に合わせて改定を行うものです。また、コミュニティセンター内にある老人憩のフロアーも、料金につきましては、条例で「老人憩の家の入浴施設の例による」と規定されていますので、こちらについても同様に見直しが行われるものです。

次に、青色の部分の「スポーツ施設」になります。東総合スポーツセンターから津島屋公

園運動広場までの 5 つの施設は、おおむね 21%から 30%の使用料の増加となります。A3 横の資料、Vのスポーツ施設（個人利用）で、施設ごとの変更前と変更後の使用料を記載しています。

なお、ロッカーなど一部附属設備につきましては、使用料の見直しを行っていません。対象の設備につきましては、グレーの編み掛けをしているところです。

またA4 縦の資料に戻りますが、一番下の「レクリエーション施設」に位置付けられる、山の下海浜公園プールの使用料です。こちらは 30%の増加となります。改定案は、A3 資料の裏面、こちらの右側の一番下に掲載しています。スポーツ施設同様、ロッカーの使用料は見直しを行わないということになっています。

先ほど財務課からも説明があり、繰り返しにはなりますが、今回の使用料改定の流れについてです。この改定案を 9 月議会に議案として上程します。審議を行い、議案が可決されましたら、来年度、令和 7 年 4 月 1 日から新料金となります。今回、使用料の改定を行わない施設につきましても、3 枚目の資料、これは参考配布であります、「使用料改定無」ということでお配りしています。後ほどご覧いただければと思います。

なお、このA4 の表に出ています子育て施設、例えばこども創作活動館などは使用料の改定は無しとなっていますが、これはもともと無料の施設で、今回の見直しでも無料の施設ですので、A3 横の「改定無」の資料のほうには掲載されていません。

私からの説明は以上になります。よろしくお願ひします。

（佐藤会長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はありますか。皆様の住んでいる地域の身近な施設で、使用料金等が上がるという提起となっています。いかがでしょうか。

（松川委員）

基本的に、改定せざるを得ないというのはわかるのですが、その中で、私もよくスポーツ施設を利用させてもらっています。1 回 100 円ですよ。それが 30%のアップの 130 円になる。私はやはり、65 歳以下の大人の料金が非常に高い、割高なのではないかと常々思っています。比較的高齢者は、時間にも余裕があり、頻繁に通って行っています。ただ、現役の人たちはなかなか、平日は仕事であまり行けませんし、子育ても一生懸命やっていますし、行くとしたら土日なんですね。そういう中で、非常に狭く、混雑している中で利用せざるを得ない。そういった点も踏まえ、料金改定も今後考えていただければなというふうに感じていました。以上です。

（佐藤会長）

ありがとうございました。

（行田委員）

私も高齢者枠で利用させていただいてまして、本当にありがたいのですが、特にプールですと、今回 4 月から水道料金が大幅にアップということで、これはもうどうしても上げざ

<p>(2) 令和 7 年度特色ある区づくり予算（区役所企画事業）の委員提案について</p>	<p>るを得ないのかなと思っています。</p> <p>やはり若い人の部活がどんどんとなくなっていくという方向のときに、子どもたちの運動できる場所というのをもうちょっと考えたほうが良いのではないかなというふうには思っています。先ほど、65歳以上が本当にこの料金でいいのかというのは、これからまた議論かもしれませんが、特に小学校、中学校はプールが壊れるともう直さないという方向にもなっています。逆にこういった市の施設に行って泳ぎを覚えたという、うちの子もなんかもそうなのですが、そういったほうが多いような気がします。そういった利用価値と言いますか、子どもに優しい形がいいのかなと思います。</p> <p>また、通いにも、区バスがもしそういった施設に入るようだと、子どもも利用しやすいかなと、そんなことを考えています。そうすると、昼間の時間帯というのが、大人が行けない時間帯にも子どもが使えるのではないかなという感じがしますので、そのあたりも考えていただければありがたいかなと思います。以上です。</p>
	<p>(佐藤会長)</p> <p>そのほかにご意見のある方、いかがでしょうか。今パッと見て、すぐなかなか意見が出ないかもしれませんが、「仕方がない」という人もいるかもしれないし、いや、5円10円でも「うーん」という人もいるかと思えます。</p> <p>事務局において、今の意見で何かお答えかご意見はありますでしょうか。</p>
	<p>(野本副区長)</p> <p>ご意見ありがとうございます。今突然見せられて、すぐ何か意見も出にくいかと思えますので、これから戻られて、また地域の方とお話しされる中でお気づきの点、またいろいろお考えがあるようでしたら、東区へご意見をお寄せいただければと思います。本日はありがとうございます。</p>
	<p>(佐藤会長)</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>それでは続きまして、(2) 令和 7 年度特色ある区づくり予算の委員提案についてです。こちらも野本副区長から説明をお願いします。</p>
	<p>(野本副区長)</p> <p>引き続き、私からご説明させていただきます。令和 7 年度の特色ある区づくり予算関係につきまして、ご説明します。資料の 5 をご覧ください。特色ある区づくり予算のうち、区役所が企画実施をします、区役所企画事業につきまして、前回 7 月の協議会が雨のため中止になったことから、委員の皆様には郵送にて資料を配布させていただきました。その中で、事業のアイデアやご意見・ご提案をお願いしましたところ、資料 5 のとおり、1 件のご提案を頂いたところです。頂きましたご提案につきましては、今後、素案づくりの中で参考とさせていただきます。</p>

(佐藤会長)

ありがとうございます。令和7年度の特徴ある区づくり予算への提案につきまして、説明がありました。松川委員から提案をいただいていますので、ご提案をいただきました松川委員から、内容や目的についてお話をさせていただきますようお願いいたします。

(松川委員)

去年に引き続きまして、出させていただきます。内容はこの記載のとおりとなります。提案の発想の原点というのをちょっと話させていただきます。この東区役所の建物のビルに、側面3カ所、南・西・北、それぞれテナントさんのPRが大々的に貼られてあります。私も去年からこの自治協議会委員になりまして、頻繁に通っていますが、非常に目立っており、目立つように貼られているわけですから、しょうがないことなのですが、違和感を感じています。区役所らしくないなというようなことを常々感じていました。

テナントを募集するために、条件としているのだらうと思うのですが、簡単には外せないと思っています。そうであれば、少しその辺の景観を和らげるために、ぜひ緑を増やしてもらいたいと思っています。まだ緑が植えられるような場所が結構あるのかなというように思っています。東区を中心になるわけですから、今回提案させていただきました。

私はあまり樹木のことについては詳しくないので、これ以上お話ししませんが、ぜひともその辺をご検討いただければなと思っています。以上です

(佐藤会長)

ありがとうございました。それでは、今後の進め方などについて、事務局の方から説明はありますでしょうか。

(野本副区長)

区役所の企画事業の成案化に向けた今後の日程ですが、担当課における企画立案作業を経まして、でき上がりました事務局案を10月開催の各部会において、ご検討いただきたいと考えています。その後、10月31日の自治協議会全体会議でご審議いただき、ご承認いただければ、事務局案の成案化という運びとなります。私からは、以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。今後は区の担当課で、区役所企画事業の事務局案を作成して、各部会での検討を経て、10月の全体会議において来年度の区役所企画事業について審議することですので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。

4. その他

次に、4. その他です。東区自治協議会の研修会について、事務局と協議を行いました。詳細につきまして、事務局からお願いします。

(事務局)

事務局から報告します。東区自治協議会の研修についてです。中止となった7月全体会の資料送付の際に、8月全体会のあとに開催予定でということでご案内させていただいていたのですが、本日地域広聴会が開催されるため、9月の全体会のあとに変更させていただきます

5. 事務連絡	<p>す。</p> <p>内容につきましては、今年度第3部会で、南側エリアのPRコンテンツを制作するにあたり、広報誌やPRコンテンツ等を制作する際の取材や、編集のポイントの研修をしたいという話が出ていましたので、その内容はほかの委員の皆様にも、ご自身の活動において参考にしていただけないかと思い、これを全体研修として実施します。詳細はあらためてご案内させていただきますので、ぜひご参加いただきたいと思います。事務局からは、以上です</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、事務局から5. 事務連絡をよろしく申し上げます。</p> <p>(事務局)</p> <p>事務連絡させていただきます。次回の全体会議は、令和6年9月26日木曜日午後2時から、東区プラザのホールで行います。第1部会は9月13日金曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2、第2部会は9月10日火曜日午後2時半から、東区プラザ音楽練習室2、第3部会は9月12日木曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2で、それぞれ開催しますのでお願いします。</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和6年度第5回東区自治協議会を閉会とします。</p>
傍聴者	0名
報道機関	0社